

兵庫県職労ニュース

No. 家保協版

2021.1.12

兵庫県職員労働組合
情報宣伝部

金本 信二

技術継承踏まえた若手職員の計画的採用を要請

20家保協人員・職場要求・農政環境部交渉を12月28日、県庁西館会議室において実施した（鳥インフルエンザの影響により本部執行部交渉）。農林獣医師の今年度末定年退職者数4名に対し、今年度の獣医師の最終合格者数が29名（農政環境部と健康福祉部双方に配置）、再任用17名（来年度の更新希望は確認中）のうち今年度末5年期間満

了者1名であることを確認した上で、計画的な若手職員採用の必要性について訴えた。その後、現場から訴えられている、公用車の亡失届の取り扱い、休日に自宅で業務を行っている場合の手当支給、通勤手当及び単身赴任手当の改善について、当局回答を受け、3点の確認と要請を行い、交渉を終えた。

1. 主なやりとり

組）農林獣医師のR2年度末の定年退職者数とR3年度の採用予定数は何人か。

当）農林獣医師の定年退職者数は4名で、今年度の獣医師の最終合格者数は29名。なお、獣医師は農政環境部と健康福祉部双方に配置があり、農政環境部関係で何人配置できるかについては、今後調整していくことになるので、現時点では決まっていない。

組）今年度末の再任用期間満了者は何人か。

当）現在、再任用職員は農林獣医師全体で17名勤務しているが、5年の期間満了者は1名である。再任用職員が来年度も更新希望を持っているかについては現在確認中である。

組）技術継承の意味でも若手職員の採用確保は不可欠と考える。この点、どのように考えているのか。

当）これまで獣医師の現場で培われてきた技術を着実に伝承し、県民の安全・安心を確保していくという観点は勿論、活気ある職場づくりという点からも、計画的に若手職員を採用することが必要と考えている。

農政環境部としては、引き続き適切な採用数が確保できるように、最大限の努力をするともに、関係部局にも強く伝えてま

2. 現場の訴え

・公用車の亡失届については、本

庁への氏名の報告を避けて欲しい。昇任・昇格に関係ないというものの、なにかしたことはない。また、公用車の運転は、不利益を招く可能性があり、今後、指定運転員を嫌がる人も出るかもしれない。公用車の破損は、指定運転員に指定した所属長の責任として、所属長名で報告するのはどうか。昨年度の交渉において、「亡失届は、車だけに限ったものではない。」と言われたため、所属長判断で氏名の記入を省略できる様式に変更して欲しい。

→家畜保健衛生所の公用車については、畜産農家や山の谷あいなど、狭い道を走行する必要があることは十分に認識しているところである。

しかしながら、亡失届は職員の処分ではなく、財産の適正な管理の観点から、その提出が財務規則に定められており、氏名のみといえども、その省略は困難であることをご理解いただきたい。

なお、公用車の運転を躊躇うことにならないよう、例えば、公用車の更新時の車種や仕様の決定に際しては、狭い道での取り回しがよい車を導入するなど、現場の意見をお聞きした上で、丁寧な対応をしていきたいと考えている。

・休日に自宅で行う業務に対する手当について、昨今、リモートワークが認められ、「テレワーク兵庫」により、自宅から職場

で使っているPCを遠隔操作し仕事ができるようになった。

これにより、週明けから仕事を円滑に進めるために休日のテレワークが生まれてくると考える。これらになんらかの手当を支給して欲しい。

→超過勤務の縮減については、出張先の相手方に丁寧の説明をし、理解を得ながら円滑に検査等業務を取り組まれたり、再任用などのベテラン職員と協力して出張するなど効率的な業務執行に尽力いただいております、感謝申し上げます。

休日の時間外勤務は原則として命じないこととしているが、緊急の対応を要する場合に、やむを得ず命ずる必要がある場合は、事前命令・事後確認を徹底した上で、確認した超過勤務に手当を支給することは当然のことと認識している。

・通勤に係る高速道路料金と単身赴任手当について、自己都合による場合も支給して欲しい。サ

ラリーマンにとって仕事で力を発揮するためには、通勤と住むところは毎日のことで大変重要である。生活する上で、無駄なストレスはできる限り避けたい。親の介護など家族の都合で、余儀なく引越したり単身赴任をする場合もあり、結婚や新築、マンション購入など人生の岐路ともいえる出来事もある。生活の根本を左右する通勤と単身赴任について、元気に日々の仕事ができるよう、なんとかして欲しい。

→地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定原則に基づき、人事委員会の勧告・報告を踏まえて対応するということが基本となっている。

なお、H31年1月から高速道路等（新幹線利用）に係る加算の上限額を2万円から3万円に引き上げるといった改善が行われたところであるが、皆様方の要求の趣旨についてはしっかりと関係部局に伝えてまいりたい。

確認と要請

- 亡失届については、公用車の運転を躊躇うことのないよう、丁寧な対応を行うこと。
→運転を躊躇うことにならないよう丁寧な対応をしたい。
- 休日やむを得ず業務を行った場合は、超過勤務手当を支給すること。
→緊急の対応を要する場合に、やむを得ず超過勤務を命ずる必要がある場合は、事前命令・事後確認を徹底した上で、確認した超過勤務に手当を支給する。
- 通勤手当、単身赴任手当については、関係部局に伝えること。
→皆さんの想いを、関係部局に伝える。

要求	回答
1. 人員に関すること (1)現状の人員を確保すること。	R 3 年度の人員体制については、行財政運営方針において「H 30. 4. 1 時点の職員数を基本とする」としており、引き続き簡素で効率的な行政組織を維持しつつ、時々々の行政課題に的確に対応できる業務執行体制を確保していくことが必要となる。来年度の体制を検討するにあたっては、この方針のもと、各職場の実態も十分踏まえた上で、業務に支障が生じないよう適正な配置に努めていきたいと考えている。
(2)再任用職員の増加が予想されるが、そのことにより新規採用職員数が減ることのないようにすること。	獣医師の新規採用職員の確保については、家畜の疾病予防や診断、家畜伝染病発生時の迅速な対応など、職員間の技術の伝承や専門技術の確保の観点からも、重要な課題であると認識しており、計画的な採用に努めてまいりたい。
2. 手当に関すること (1)超過勤務手当 超過勤務の縮減に努め、やむを得ず行う場合には、超過勤務手当を全額支給できるよう予算を確保すること。また、休日に自宅で行う業務についても、超過勤務手当を支給すること。	超過勤務の縮減については、出張先の相手方（農家、役所）に丁寧に説明をし、理解を得ながら円滑に検査等業務を取り組まれたり、再任用などのベテラン職員と協力して出張するなど効率的な業務執行に尽力いただいております、感謝申し上げます。 手当の支給については、これまでからも服務システムや超過勤務補助簿を活用して、事前命令・事後確認を適正に行い、確認した超過勤務については全額手当を支給するのは当然のことであると認識しており、その予算の確保についても、関係部局とも調整を図ってまいりたいと考えている。 また、休日の時間外勤務は原則として命じないこととしている。緊急の対応を要する場合に、やむを得ず命ずる必要がある場合は、事前命令・事後確認を徹底した上で、確認した超過勤務に手当を支給することは当然のことと認識している。
(2)通勤手当 ①自己の理由により住居を移転した場合も、新幹線等の特急料金等に対する加算措置（高速料金）を、行うこと。 ②全額実費支給、若しくは各限度額・支給率を引上げること。 ③駐車（輪）場料金を全額実費支給すること。 (3)単身赴任手当 ①自己の理由により住居を移転した場合も、単身赴任手当を支払うこと。 ②住居手当増額と毎週末の自宅との往復に掛かる交通費を支給すること。	長距離通勤や単身赴任となっている職員にあつては、身体的・精神的な負担やご苦勞をおかけしているとともに、状況によっては通勤手当の上限額以上の経費がかかり、自己負担が生じる場合があることは認識している。 しかしながら、我々、地方公務員の給与・手当の支給は、人事委員会の勧告・報告を踏まえて対応することが基本であり、職員側の都合により長距離通勤や単身赴任となる場合については、通勤手当の加算支給や単身赴任手当の支給を行うことは困難であることをご理解いただきたい。 なお、R 2 年度には、通勤手当に係る駐車料金について、一定の加算措置がなされるなど、これまでから必要に応じて制度の見直しが行なわれているところである。 いずれにしても全庁的な問題であるので、皆さんから要求のあったことは、関係部局に伝えてまいりたい。
(4)指定運転員手当を新設すること。 (5)公用車長距離運転手当を新設すること。 公用車を長距離（1 日 100km 以上を目安）運転した場合に、手当を支払うこと。	家畜保健衛生所で勤務いただく職員の皆さんには、事務所の所管地域が広範囲であるために、公用車を長時間運転して遠隔地での現場指導にも取り組んでいただいていることについて感謝申し上げます。 しかしながら、今回要求の手当は、国や他府県においても一般的に措置されている手当ではないことを踏まえると、非常に厳しい情勢にあることについては、是非ご理解をいただきたい。
3. 人事異動に関すること (1)同家保内での昇任・昇格を認めること。 (2)本人希望を尊重すること。単身赴任を伴う場合は、特に尊重すること。 (3)早期に内示すること。	人事異動については、職員を適材適所に配置することを基本とし、また、本人の希望はできるだけ尊重してきたところであり、来年度の異動についても出来るだけの対応をしていきたいと考えている。 ただ、人事異動という事柄の性質上、必ずしも原則どおりにはいかない場合もあることについては、ご理解をいただきたい。 まず、同一家保内での昇任・昇格についてであるが、家畜保健衛生所は県内に 3 箇所しかない上に、ポスト数も限られていることから、上位職へ昇任する場合には、同一家保内であるか否かにかかわらず、やむを得ず単身赴任もあり得るということについては、何卒ご理解をいただきたい。 なお、これまでも家庭に事情のある方、健康状態に不安を抱える方など本人の特別な事情については可能な限り配慮してきたところであり、とりわけ単身赴任を伴う場合については本人や家族の事情を踏まえたものとなるよう、引き続き留意していきたいと考えている。 異動の内示については、全庁的な問題でもあり、1 週間前を原則に行われているので、ご理解いただきたい。
4. 公用車の更新に関すること (1)安全管理上不具合が生じた際は、その都度、適切に修理し、修理できない場合は、更新すること。	公用車の使用にあたっては、職員の安全面の確保が何よりも重要なことと認識しているところであり、これまでから、職員の皆さんが安心して公用車を使用いただけるよう、車検等の定期的な整備点検を実施し、不具合が発見された場合は修理等の必要な対応を速やかに行ってきたところである。 また、公用車の更新にあたっては、全庁的な更新基準に沿って手続きも進めてきたところである。 今後とも、安全面の確保に十分配慮しながら、適切な管理及び更新に努めてまいりたい。
5. 単身赴任者の緊急業務等による出勤について 通念上自宅にすることが自然な連休中に、自宅からやむを得ず私用自動車で出勤した場合は、要した費用を支払うこと。	単身赴任者が緊急業務の際、休日に自宅から私用自動車で出勤した場合の旅費の取扱については、単身赴任者にとって、自宅と単身赴任先との往復が経済的負担になることは理解している。 しかしながら、緊急業務の際の旅費の取扱いについては、あくまでも通勤届上の居住地から出勤した場合の取扱いになると聞いており、単身赴任者の自宅から出勤した場合に、適用範囲を拡大することは難しいことをご理解いただきたい。 いずれにしても、皆さんの要求の趣旨については、関係部局に伝えてまいりたいと考えている。
6.（公用車）の亡失届について 氏名の記入を省略することができる様式に変更すること。	家畜保健衛生所の公用車については、畜産農家や山の谷あいなど、細い道を走行する必要があることは十分に認識しており、これまでから、皆さんには交通事故等車体の損傷が起こることのないよう十分注意しながら公用車を使用いただいているところである。 しかしながら、亡失届については、財産の適正な管理の観点から、その提出が財務規則に定められており、氏名のみといえども、その省略は困難であることをご理解いただきたい。

